

第5章 雨水対策計画の基本方針と計画策定の流れ

5.1 流域治水への転換

雨水対策には様々な課題があり、地域特性に合わせた対応も必要となります。従来のハード対策に加えて被害を軽減する防災情報の提供等、自助・共助の手助けとなるソフト対策を組み合わせる「流域治水」へ転換していくことが重要です。



図 流域治水の「3つの方向性」の概念図

出典：社会資本整備審議会（国）「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（令和2年7月）

① 氾濫をできるだけ防ぐための対策、② 被害対象を減少させるための対策、③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策に分類し、各エリアで実施すべき対策内容を重点対策として位置づけます。

表 「流域治水」の対策メニューの例

3つの対策	対策の考え方	主な対策
① 氾濫をできるだけ防ぐための対策	雨水貯留機能の拡大	・雨水貯留浸透機能の整備 ・田んぼやため池等の利用
	流水の貯留機能の拡大 土地利用と一体となった遊水機能の向上	・利水ダム等への洪水調節機能の整備
	持続可能な河道流下能力の維持・向上	・河床掘削、引堤、築堤、遊水地、調整池、雨水排水施設等の整備
	氾濫量の制御	・「粘り強い堤防」を目指した堤防強化
② 被害対象を減少させるための対策	リスクの低いエリアへの誘導・住み方の工夫	・開発許可制度の見直し ・立地適正化計画における防災指針の記載
	氾濫水の減少	・二線堤の整備や自然堤防の保全
③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	・水害リスク情報の空白地帯の解消 ・多段階水害リスク情報の発信
	あらゆる機会を活用した水災害リスク情報の提供	・土地購入等にあたっての水害リスク情報の提供
	避難体制の強化	・水位・雨量・道路交通情報の提供 ・安全避難先の確保、広域避難体制の構築 ・個人までの避難計画づくり
	経済被害の最小化	・地域の浸水対策の推進、BCPの策定
	関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	・氾濫水を早く排水するための排水強化 ・官民一体となったTEC-FORCEの推進・強化

出典：社会資本整備審議会（国）「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（令和2年7月）

これらを踏まえ、総合雨水対策計画では「水をながす」、「水をためる」、「川をしる」の3つの対策の柱を軸として、エリアごとにハード対策とソフト対策を組み合わせ、浸水被害を軽減します。

川や浸水に関する情報提供を行い、防災意識の向上を図ります。



出前講座



河川カメラ・水位情報



河道拡幅工事

河川・排水路や下水道等を整備し、たくさんの水を流せるようにします。



可美雨水調整池

降った雨を一時的に貯めることによって、川や排水路への急激な流出を抑制します。

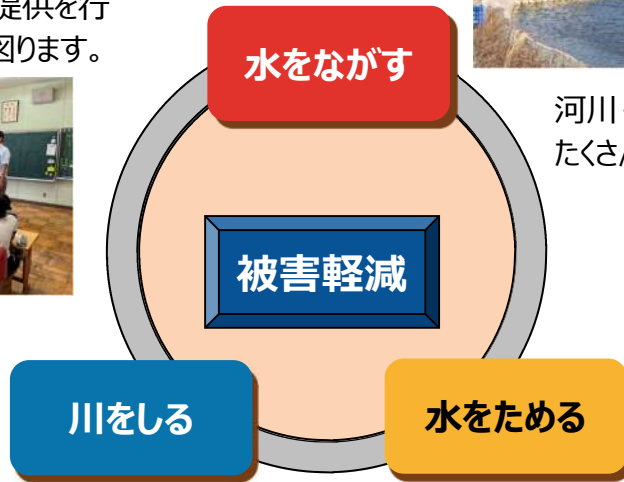


図 対策方針ツリー図

5.2 浜松市都市雨水対策協議会の設置

従来の部局毎による独自の対応ではなく、関連部局が連携し総合的な雨水対策を検討する必要があります。そのため平成27年7月に「浜松市都市雨水対策協議会」を設け、都市部における総合的な雨水対策の検討等を行い、「浜松市総合雨水対策計画（令和2年2月）」を策定しました。

その後、令和4年の度重なる豪雨被害を受け、今後増加する水害リスクを踏まえ、協議会構成員を拡充し「浜松市総合雨水対策計画」を見直すこととなりました。

表 浜松市都市雨水対策協議会 構成部局
(R6.3時点)



協議会開催状況

下水道工事課	農地整備課
河川課	教育施設課
道路保全課	天竜土木整備事務所
土地政策課	中央土木整備事務所
都市計画課	浜名土木整備事務所
危機管理課	公園管理事務所

5.3 浜松市総合雨水対策計画の基本方針

「重点対策エリア」を選定し、雨水対策の事業進捗を早めます。

「重点対策エリア」とは、評価に基づき選定した重点的に面的対策を実施するエリアのことです。

なお、部分的な浸水については「一般エリア」として局所的な対策を行います。関連部局は「重点対策エリア」の事業進捗を早めること、対象エリアの特性に沿った必要な対策の実施により、浸水被害の軽減を図ります。

【重点対策エリア】

- ・評価指標に基づき重要度を評価して選定
- ・エリアの特性、状況に応じた対策目標を設定、エリア全体での浸水対策計画を立案
- ・面的対策を実施

【一般エリア】

- ・局所対策を個別に実施



図 総合雨水対策計画の概念

5.4 計画策定の流れ

本計画では、浸水実績・施設の整備状況・資産等の保全対象施設について基礎調査を行った後、地域をエリア分割・評価をし、「重点対策エリア」と「一般エリア」に選定します。

「重点対策エリア」は、各部局が連携して面的な対策計画を検討し、「一般エリア」については対策方針を示し、浜松市総合雨水対策計画としてとりまとめます。

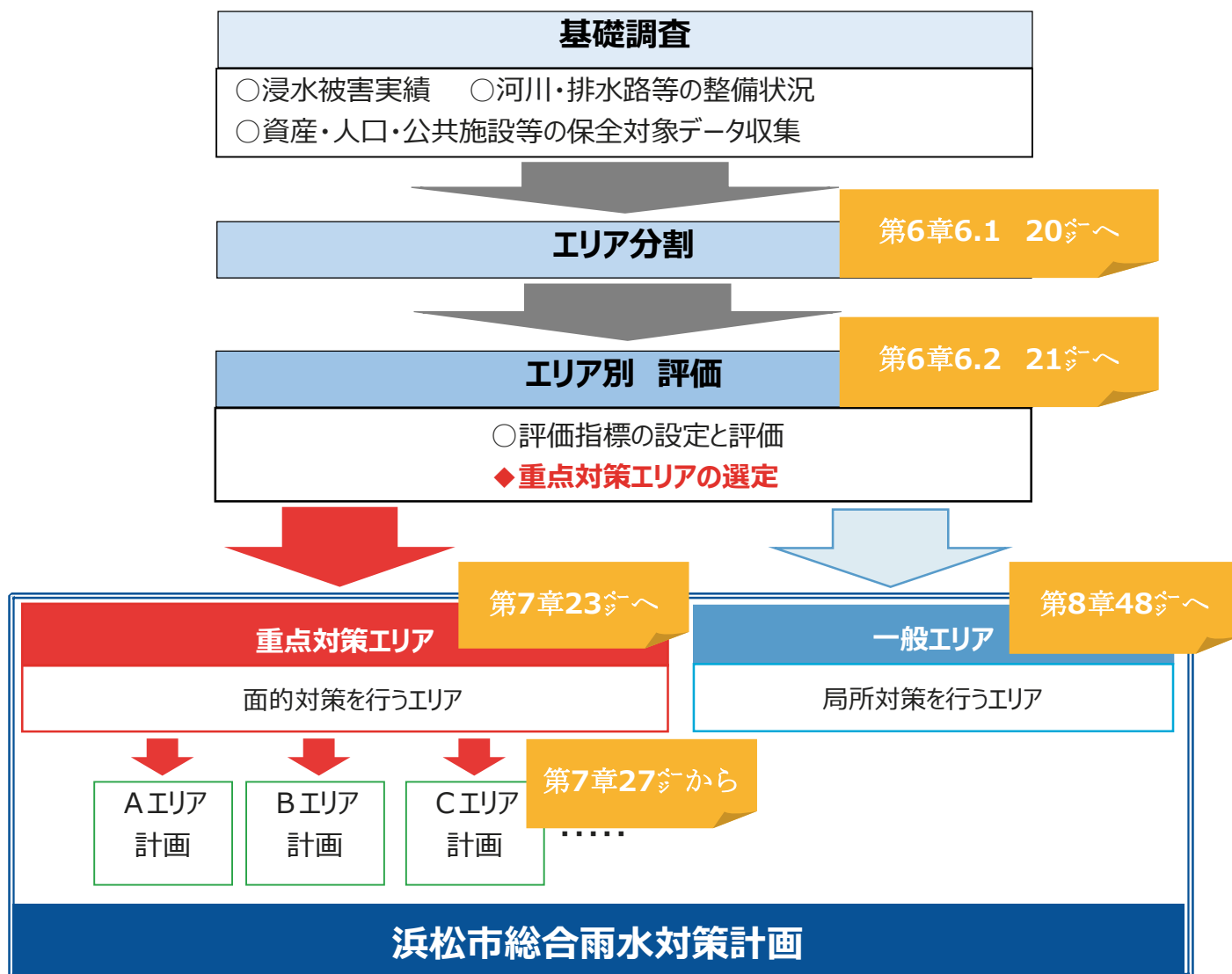


図 「浜松市総合雨水対策計画」策定フロー図

5.5 重点対策エリアの計画期間と目標

(1) 計画期間

【将来目標】

将来計画に基づく河川改修や内水対策が完了するまでとします。

【計画目標】

降雨量増加や令和4年9月23日台風第15号などの改修の計画規模を上回る降雨を見据え、10年間を対策期間と設定します。

雨水対策は将来にわたって継続して実施していく必要があります。また、今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化、激甚化に備える必要があります。それゆえ、将来目標を達成するため、当面（10年間程度）の取組期間と目標を設定し、詳細な事業計画とスケジュール管理を実施します。

なお、今回の計画見直しに伴い、計画期間は、今後10年間（令和6年度～令和15年度）とします。

(2) 対策目標

【将来目標】

令和4年9月2日豪雨及び9月23日台風第15号による被害を念頭に、流域のあらゆる関係者が協働して雨水対策に取り組み、今後増加する水害リスクに対し、被害最小化を図ること、浸水被害からの早期復旧を図ります。

【計画目標】

重点対策エリアでは「エリアごとに設定した目標降雨と同等規模の降雨に対し、床上浸水の概ね解消を目指す」こととします。

将来目標は、河川管理者による河川改修を進めることはもとより、住民一人ひとりに至るまで社会のあらゆる関係者が、浸水被害の実態や原因、対策の目標について認識を共有しながら、流域全員が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換した取り組み、今後増加する水害リスクに対し、被害の最小化を図ること、浸水被害からの早期復旧を図ることとします。

さらに、治水対策の計画目標は、将来目標で掲げる令和4年9月2日豪雨及び9月23日台風第15号を除く、近年床上浸水の多かった降雨に対し「床上浸水の概ね解消を目指す」こととします。